

岩手県企業立地促進資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県土の均衡ある発展を期するため、県内に工場等を新設又は増設する企業に対して、岩手県企業立地促進資金（以下「資金」という。）を貸付けすることにより、企業立地の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 次に掲げるいずれかの事業を営むものであること。ただし、シカトについては、盛岡西リサーチパークにおいて事業を営むものに限る。
 - ア 製造業（統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷病及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づく産業に関する分類の名称及び分類表（平成14年総務省告示第139号。以下「日本標準産業分類」という。）大分類Fに分類される事業をいう。）
 - イ ソフトウェア業（日本標準産業分類小分類番号391に分類される事業をいう。）
 - ウ 情報処理サービス業（日本標準産業分類細小分類番号3921に分類される事業をいう。）
 - エ 情報提供サービス業（日本標準産業分類細分類番号3922に分類される事業をいう。）
 - オ デザイン業・機械設計業（日本標準産業分類小分類番号806に分類される事業をいう。）
 - カ エンジニアリング業（日本標準産業分類細分類番号8099に分類される他に分類されない専門サービスのうち、エンジニアリング業の事業をいう。）
 - キ 自然科学研究所（日本標準産業分類小分類番号811に分類される事業をいう。）
 - ク 道路貨物運送業（日本標準産業分類中分類番号44に分類される事業をいう。）
 - ケ 倉庫業（日本標準産業分類中分類番号47に分類される事業をいう。）
 - コ こん包業（日本標準産業分類小分類番号484に分類される事業をいう。）
 - サ 卸売業（日本標準産業分類中分類番号49から54に分類される事業をいう。）
 - シ 総合リース業（日本標準産業分類細分類番号8811に分類される事業をいう。）
 - ス 産業用機械器具賃貸業（日本標準産業分類小分類番号882に分類される事業をいう。）
 - セ 事務用機械器具賃貸業（日本標準産業分類小分類番号883に分類される事業をいう。）
 - ソ 機械修理業（日本標準産業分類小分類番号871及び872に分類される事業をいう。）
 - タ 広告代理業（日本標準産業分類小分類番号891に分類される事業をいう。）
 - チ ディスプレイ業（日本標準産業分類細分類番号9091に分類される事業をいう。）
 - ツ 産業用設備洗浄業（日本標準産業分類細分類番号9092に分類される事業をいう。）
 - テ 非破壊検査業（日本標準産業分類細分類番号9093に分類される事業をいう。）
 - ト 経営コンサルタント業（日本標準産業分類細分類番号8093に分類される事業をいう。）
- (2) 工場等 企業の事業に供される工場、事業場又は研究施設をいう。
- (3) 取扱金融機関 企業に対する資金の貸付けを行う金融機関で、別表に掲げるものをいう。
- (4) 新設 一の市町村の区域内において企業が新たに工場等を設置することをいう。
- (5) 増設 一の市町村の区域内に工場等を有する企業が、当該市町村の区域内において更に工場等を設置（土地の取得を含む。）すること（既存の工場等の建屋を増築することを含む。）又は当該工場等の生産能力を増強するため、更に機械、設備等を取得することをいう。
- (6) 立地決定 工場等の用地については売買契約又は貸借契約を、工場等については売買契約、貸借契約又は請負契約を締結することをいう。
- (7) 誘致企業 県外に本社機能を有する企業又は当該企業が過半数の出資をしている企業であって、新たに県内に立地決定するものをいう。
- (8) 既存企業 誘致企業以外の企業であって、県内に1年以上の事業実績を有する企業又は当

該企業が過半数の出資をしている企業をいう。

(9) 立地企業 新設し、又は増設する工場で操業する企業をいう。

(10) 立地支援企業 立地企業の工場の用に供する目的で、当該企業に有償若しくは無償による貸付け又はリースをするために新たな固定資産を取得する企業をいう。ただし、立地企業に20%以上の出資を行っていないものにあつては、新たに土地又は家屋を取得したものに限る。

(11) 特認企業 誘致企業又は既存企業以外の企業（新たに県内に立地決定するものに限る。）であつて、知事が特に認めるものをいう。

(12) 拠点工業団地 別に定める工業団地をいう。

(貸付対象企業等)

第3条 貸付対象企業、貸付条件等は、別表のとおりとする。

2 立地企業が貸付対象企業に適合する場合は、当該立地企業に係る立地支援企業についても貸付対象企業に適合するものとみなす。

3 前項に定める貸付条件以外のものは、取扱金融機関の定めるところによる。

(貸付認定)

第4条 資金の借入れを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は岩手県企業立地促進資金貸付認定申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。立地支援企業が資金の借入れを受けようとする場合にあっては、立地企業と同時期に申請するものとする。

2 知事は、岩手県企業立地促進資金貸付認定申請書を受理し、その内容が適当であると認めた場合は、借入申込者に対して岩手県企業立地促進資金貸付認定通知書（様式第2号）により通知するとともに、取扱金融機関に対して岩手県企業立地促進資金貸付依頼書（様式第3号）を送付するものとする。

(借入申込み)

第5条 前条第2項の通知を受けた借入申込者は、取扱金融機関の定める所定の手続きにより、取扱金融機関に対し資金の借入申込みをするものとする。

(貸付決定)

第6条 取扱金融機関は、資金の借入申込みを受けた場合は、これを審査し、貸付けの可否を決定し、その結果を借入申込者に通知するとともに、知事に岩手県企業立地促進資金貸付決定報告書（様式第4号）を提出するものとする。

(貸付実行)

第7条 取扱金融機関は、貸付対象事業が完了した場合又は計画どおり完了するものと認められる場合には、借入申込者に資金を貸し付けるものとする。

2 取扱金融機関は、前項により貸付けを実行する場合には、あらかじめ知事の同意を得て分割貸付けを行うことができるものとする。

(原資の預託)

第8条 知事は、第6条による岩手県企業立地促進資金貸付決定報告書の提出を受けた場合には、取扱金融機関に対して貸付けに必要な資金の一部を原資として預託するものとする。

(操業勧告)

第9条 知事は、資金の貸付けを受けたもの（以下「借主」という。）が、立地決定の日から起算し

て3年以内に操業を開始しない場合で必要があると認めるときは、借主に対して速やかに操業を開始するよう勧告することができる。

(繰り上げ償還)

第10条 知事は、借主が次の各号の一に該当する場合は、取扱金融機関に対し、繰り上げ償還を命ずることができる。ただし、経済状況の変化その他のやむを得ない理由により、繰り上げ償還を命ずることが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 貸付けを受けた資金を別表に定める資金の用途以外に使用したとき。
- (2) 前条による知事の勧告に従わないとき。
- (3) 不正な方法により貸付けを受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、貸付けを継続することが、適当でないと認められるとき。

(承継の届出)

第11条 合併、譲渡、相続その他の理由により借主の貸付対象事業を承継した者は、その承継の日から30日以内に、承継を証する書類を添えて、その旨を取扱金融機関に届け出なければならない。

2 取扱金融機関は、前項の規定による届出があった場合には、様式第5号により、当該届出に係る書類の写しを添えて、速やかに知事に報告しなければならない。

(貸付実行報告)

第12条 取扱金融機関は、資金の貸付けを行った場合には、速やかに、岩手県企業立地促進資金貸付実行報告書(様式第6号)を提出するとともに、毎年3月10日までに当該年度の資金の貸付残高を知事に報告しなければならない。

(完了報告)

第13条 借主は、資金の借入れの対象となった事業を完了したときは、速やかに岩手県企業立地促進資金事業完了報告書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

(調査)

第14条 知事は、借主について、貸付対象事業の実施状況を調査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 岩手県工業立地促進資金貸付要綱(昭和57年5月1日制定)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による廃止前の岩手県工業立地促進資金貸付要綱に基づいて貸し付けられている資金については、この要綱により貸し付けられたものとみなす。ただし、貸付対象企業、貸付条件等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に際しこの要綱による改正前の岩手県工業立地促進資金貸付要綱により貸付の認定を受けた企業に係る貸付条件等については、なお従前の例による。ただし、この要綱の施行日以後に貸付実行される資金に係る貸付利率については、この要綱による改正後の利率を適用す

る。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 10 月 9 日から施行し、昭和 62 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行に際しこの要綱による改正前の岩手県工業立地促進資金貸付要綱により貸付の認定を受けた企業であって、この要綱の適用日以後に貸付実行された企業に係る貸付利率については、この要綱による改正後の貸付利率を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の貸付限度額に係る規定は、この要綱の施行日以後に貸付の認定を受けた企業の貸付について適用し、施行日前に認定を受けた企業の貸付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 改正後の貸付限度額に係る規定は、この要綱の施行日以後に貸付の認定を受けた企業について適用し、施行日前に認定を受けた企業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 4 年 6 月 19 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に、この要綱による改正前の岩手県工業立地促進資金貸付要綱により貸付の認定を受けた企業であって、この要綱の施行日以後に貸付実行される資金に係る貸付利率にあつては、この要綱による改正後の貸付利率を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 5 年 6 月 4 日から施行する。
- 2 改正後の貸付限度額に係る規定は、この要綱の施行日以後に貸付の認定を受けた企業について適用し、施行日前に認定を受けた企業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 6 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に、この要綱による改正前の岩手県工業立地促進資金貸付要綱により貸付の認定を受けた企業であって、この要綱の施行日以後に貸付実行される資金に係る貸付利率にあつては、この要綱による改正後の貸付利率を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 7 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に、この要綱による改正前の岩手県工業立地促進資金貸付要綱により貸付の認定を受けた企業であって、この要綱の施行日以後に貸付実行される資金に係る貸付利率にあつては、この要綱による改正後の貸付利率を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 7 年 12 月 7 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に、この要綱による改正前の岩手県工業立地促進資金貸付要綱により貸付の認定を受けた企業であって、この要綱の施行日以後に貸付実行される資金に係る貸付利率にあつては、この要綱による改正後の貸付利率を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 削除

附 則

- 1 この要綱は、平成 9 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

貸付企業		資金の用途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	信用保証	取扱金融機関
誘致企業	<p>次のいずれかに該当する企業</p> <p>1 工場等の新設 立地決定の日から起算して3年以内に操業する企業で投資総額(投資計画が立地決定の日から起算して3年以上にわたる場合は3年以内の合計額をいう。以下同じ。)が1億円以上のもの</p> <p>2 工場等の増設 立地決定の日から起算して3年以内に工場等の増設部分の操業を行う企業で投資総額1億円以上のもの又は当該増設部分の操業の日に従業員が10人以上増加することが確実なもの</p> <p>3 その他知事が必要と認めたもの</p>	<p>1 工場等の用地の取得及び造成</p> <p>2 工場等、構築物等の建設及び取得</p> <p>3 機械・設備の取得</p> <p>4 電力供給設備工事費負担金の支払い</p>	<p>1 工場等当たり投資総額の80%以内とし、限度額は3億円(拠点工業団地に立地する場合には5億円、知事が特に必要と認める場合にあっては10億円、特定区域における産業の活性化に関する条例(平成18年岩手県条例第18号)第4条の規定による指定を受けた特定区域内にあっては20億円)とする。</p> <p>また、誘致企業が本県に進出する際、1千万円以上の工事費負担金を負担して電力供給設備を設置する場合には、当該負担に係る所要資金の80%以内の額で、1億円を限度として、更にこれを加えた額を貸し付けることができる。</p>	<p>15年以内(うち、据置き期間3年以上)</p>	<p>貸付期間に応じ次のとおり。</p> <p>1 10年以内 年1.8%以内</p> <p>2 10年超15年以内 年2.0%以内</p>	<p>必要に応じ、岩手県信用保証協会の保証を付す。</p>	<p>1 商工組合中央金庫盛岡支店</p> <p>2 次の各行の本店及び支店</p> <p>① 株式会社岩手銀行</p> <p>② 株式会社東北銀行</p> <p>③ 株式会社北日本銀行</p> <p>3 県内信用金庫の本店及び支店</p> <p>4 株式会社七十七銀行の県内支店</p>
既存企業及び特認企業	<p>1 次の①及び②の要件に該当する企業</p> <p>① 県内の次のいずれかに該当する区域等に工場等を新設又は増設するもの</p> <p>ア 工場立地法(昭和34年法律第24号)第3条に規定する工場立地調査簿に登載された工場適地の区域</p> <p>イ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第5条第2項第1号に規定する実施計画において産業を導入すべき地区として定められた地域の区域</p> <p>ウ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域</p> <p>エ 県、市町村又はこれらが出資した団体が造成した工業団地の区域</p> <p>オ 知事が特に認める区域</p> <p>② 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 工場等の新設 立地決定の日から起算して3年以内に操業する企業で投資総額が1億円以上のもの</p> <p>イ 工場等の増設 立地決定の日から起算して3年以内に工場等の増設部分の操業を行う企業で投資総額1億円以上のもの又は当該増設部分の操業の日に従業員が10人以上増加することが確実なもの</p> <p>2 誘致企業であっても次の者は、既存企業とみなし、1の規定を適用する。</p> <p>① 資金の貸付けを受けないで操業している企業で県内で1年以上の事業実績を有するもの</p> <p>② 資金の貸付けを受けた企業で操業開始の日から起算して3年を経過したもの</p>						

年 月 日

岩手県知事 様

(申請者)

所在地

企業名

代表者名

岩手県企業立地促進資金貸付認定申請書

岩手県企業立地促進資金貸付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり貸付けを受けた
いので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借入申込金額 円
- 2 借入希望金融機関
- 3 別に定める添付書類

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

岩手県知事

印

岩手県企業立地促進資金貸付認定通知書

年 月 日付けをもって提出のありました、岩手県企業立地促進資金貸付認定申請書を審査した結果、資金の貸付対象者と認定したので通知します。

なお、下記の取扱金融機関に対し別紙岩手県企業立地促進資金貸付依頼書（写し）のとおり資金の貸付けを依頼しましたのでお知らせします。

記

取扱金融機関

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

（取扱金融機関の長） 様

岩手県知事

印

岩手県企業立地促進資金貸付依頼書

年 月 日付けをもって下記の者から提出のあった資金の貸付認定申請について審査した結果、資金の貸付対象者として適当と認められますので、貸付け方よろしくお願ひします。

記

- 1 企業名
- 2 代表者名
- 3 所在地
- 4 借入申込金額

年 月 日

岩手県知事 様

取扱金融機関名

代表者名

岩手県企業立地促進資金貸付決定報告書

年 月 日付け 第 号により依頼のありました岩手県企業立地促進資金の貸付けについて、次のとおり決定しましたので報告します。

記

貸付け： 可・否

企業名			
所在地			
貸付総額			
貸付利率			
貸 付 実 行 計 画			
貸付回数	貸付金額	貸付実行予定日	貸 付 期 間
第 1 回	円	年 月 日	
第 2 回	円	年 月 日	
第 3 回	円	年 月 日	
否 決 又 は 減 額 の 場 合 の 理 由			

岩手県知事 様

取扱金融機関名

代表者名

承継の届出について

下記貸付企業等について、標記届出があったので、岩手県企業立地促進資金貸付要綱第11条により報告します。

記

1 貸付企業名（前借主）

所在地

名 称

貸付実行日

貸付額及び貸付期間

償還条件

資金の使途

2 承継者名

所在地

名 称

承継した理由

年 月 日

岩手県知事 様

取扱金融機関名

代表者名

岩手県企業立地促進資金貸付実行報告書

記

1 貸付内訳

貸付企業名	貸付実行日	貸付額及び貸付期間	償還条件	資金の用途
	年 月 日	円 年 月 日～ 年 月 日		

2 貸付状況

年 月 日現在岩手県企業立地促進資金貸付残高
件 円

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

岩手県知事 様

所在地

企業名

代表者名

岩手県企業立地促進資金事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた標記資金貸付対象事業を完了したので、岩手県企業立地促進資金貸付要綱第13条の規定により別紙のとおり実績を報告します。

別 紙

1 投資総額

(単位：千円)

投資年次 区 分		年 月～	年 月～	年 月～	計	
		年 月 (1年次)	年 月 (2年次)	年 月 (3年次)		
設備投資	土 地	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²
		金 額				
	土 地 造 成					
	建 物	延床面積	m ²	m ²	m ²	m ²
		金 額				
	機 械 設 備					
	電 力 供 給 設 備 工 事 費 負 担 金					
	構 築 物					
計						

2 工事等建設・操業時期

(1) 工場等建設完了 年 月 日

(2) 工場等操業開始 年 月 日

3 従業員雇用数

	操 業 時		
	男	女	計
県 内			
県 外			
合 計			

4 添付資料

(1) 設備投資に係る契約書の写し

(2) 工場等に係る写真